

旅館業の手引き

八戸市保健所衛生課

1. 旅館業とは

旅館業法の目的

旅館業法は、旅館業の適切な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的としています。

旅館業の許可

旅館業とは「宿泊料^{※1}を受けて、人を宿泊させる（寝具^{※2}を使用して施設を利用させる）営業」とされています。八戸市内の施設で旅館業を行う場合は、保健所長の許可が必要になります。

※1 名目に関わらず実質的に寝具や部屋の使用料とみなされる休憩料、寝具賃貸料、クリーニング料、光熱費、清掃費なども宿泊料とみなされます。

※2 寝具を宿泊者が持ち込んだ場合も旅館業法の対象となります。

旅館業の種別

旅館業法では、旅館業を次の3種類に分類しています。

- ・ 旅館・ホテル営業・・・施設を設け宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。
- ・ 簡易宿所営業・・・宿泊する場所を多数人で共用する施設で宿泊させる営業
- ・ 下宿営業・・・1ヶ月以上の期間を単位とする施設で宿泊させる営業

旅館業の許可を受けるには種別ごとに定められた構造基準を満たさなければなりません。詳細は「表2. 構造基準」で確認してください。

II. 旅館業の営業許可の取得について

①事前相談 → ②申請（書類を提出） → ③現地調査 → ④許可指令書の交付

①事前相談

申請場所、構造設備について図面等を持参の上ご相談ください。また、保健所以外に申請等が必要な場合もありますので関係機関にご確認ください。

表 1. 主な関係機関一覧

用務	担当部局	電話番号
建物の建築・用途	建築指導課（八戸市庁別館6階）	0178-43-9438
消防設備等	消防本部予防課	0178-44-2133
下水道区域	下水道建設課（下水道事務所）	0178-44-8253
浄化槽の設置	環境保全課（八戸市庁別館6階）	0178-43-9107
風営法等	八戸警察署生活安全課	0178-43-4141
食事の提供	八戸市保健所 衛生課 食品衛生グループ	0178-38-0720

②申請手続き（営業開始日の2週間前を目安に）

[必要な書類]

1. 旅館業営業許可申請書及び構造設備の概要(別紙)
2. 配置図、平面図、断面図(縮尺を明示したもの)
3. 施設の周囲 200m以内の見取図（その区域内に学校、児童福祉施設、図書館等がある場合は、その施設の敷地との距離を明示したもの）
4. 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
5. 登記事項証明書の写し（法人の場合）

手数料：22,000円

③現地調査

施設が構造基準を満たしているか確認するため職員が現地調査を行います。

表 2. 構造基準

		旅館・ホテル		簡易宿所	下宿
客室の構造		寝台あり	寝台なし	延べ床面積 33m ² 以上※ ¹	
	一室の床面積	9m ² 以上	7m ² 以上	収容定員に応じて十分な広さを有すること	収容定員に応じて十分な広さを有すること
	寝具			階層式寝台 上下間 1m 以上	
玄関帳場	有すること※ ²				
換気設備	適当な設備を有すること				
採光設備	適当な設備を有すること				
照明設備	適当な設備を有すること				
防湿設備	適当な設備を有すること				
排水設備	適当な設備を有すること				
入浴設備	適当な規模の設備を有すること※ ³				
洗面設備	適当な規模の設備を有すること				
便所	適当数有すること				
100m以内に学校等がある場合	客室、ホール等の施設内部を見通すことを遮る設備				

※¹ 宿泊者の数を十人未満とする場合、3.3m²に当該宿泊者の数を乗じて得た面積以上であること。

※² 宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として、事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備え、宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

※³ 近接して公衆浴場がある場合を除く

④許可指令書の交付

現地調査終了後、書類審査及び施設検査により基準に適合していることが確認されると、保健所長より営業が許可され、許可指令書が交付されます。

Ⅲ. 宿泊者名簿

旅館業営業者は、感染症発生時の感染経路特定や被害拡大防止の観点から、以下のとおり、宿泊者名簿を作成しなければなりません。

- ・ 記載事項 ①氏名、②住所、③連絡先、④年齢、⑤性別、⑥到着日時、⑦出発日時、
⑧前夜の宿泊地（旅館名）、⑨行先地名

※日本国内に住所を有しない外国人の場合、パスポートの写しを保管すること。

- ・ 保管場所 「旅館業の施設」又は「営業者の事務所」
- ・ 保管期間 3年間

IV. 営業開始してから必要なこと

○衛生措置基準の遵守

- (1)換気、採光、防湿を十分にすること。
- (2)照明設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上または業務上の必要な照度を満たすものとする。
- (3)客室、浴室、洗面所等は定期的に清掃すること。
- (4)便所は一日一回以上清掃すること。
- (5)客室、廊下等にくず入れを備えること。
- (6)トイレに防虫、防臭設備を備えること。
- (7)トイレに流水式の手洗い設備を設け、清浄な水を十分に供給すること。
- (8)浴室、洗面所には清浄な水を十分に供給すること。
- (9)水を使用する場所は排水が支障なく行われるようにすること。
- (10)寝具類は常に清潔にし、シーツ、浴衣、枕カバー等直接人に接触するものは宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。
- (11)レジオネラ症の発生を予防するために次の処置を講じること。(ただし、客室ごとに設置された浴槽であって利用する都度、浴槽水を換水し清掃を行い、適宜消毒するものなどを除く)

定期的に照明設備を清掃し、照度を保つようにしましょう。

ア. 貯湯槽の管理

貯湯槽がある場合は、次のいずれかを行う必要があります。

- ・貯湯槽内のお湯の温度を60℃以上に保つ。
- ・貯湯槽内のお湯を消毒する。
- ・貯湯槽内の清掃・消毒を適宜行う。

浴槽又はシャワー、打たせ湯等に直接供給される水を貯留する貯水槽についても同様の管理が必要です。

イ. 浴槽水の消毒

浴槽水は、消毒をする必要があります。(ただし、浴槽水を循環利用せずに、浴槽からいつも溢れさせて使用し、毎日浴槽を清掃消毒する場合は、必ずしも浴槽水を消毒する必要はありません。)

塩素消毒をする場合は、浴槽水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、0.2 mg/L 以上で保つ必要があります。循環式浴槽においては、薬剤をろ過器の直前に入れる必要があります。(例:ろ過器直前に設置されているヘアキャッチャーに薬剤を手で投入しても構いませんが、遊離残留塩素濃度の管理が難しいため、濃度をより頻繁に測定し、浴槽中の濃度を適当な濃度に保つ必要があります。)

ウ. 浴槽の管理

1日1回以上(循環式浴槽については1週間に1回以上)お湯を落とし、浴槽内を清掃し、適宜消毒する必要があります。

エ. 循環ラインの管理

循環式浴槽の循環配管及びろ過器は、1週間に1回以上、塩素系薬剤(残留塩素濃度 5～10 mg/L)や過酸化水素、60℃以上の高温水を数時間循環させる方法等で洗浄する必要があります。(配管等の素材によって腐食する場合があるため注意すること。)

オ. 生物膜の確認

1年に1回以上、貯湯槽及び配管の生物膜を点検し、生物膜があった場合は、除去する必要があります。

カ. 水質検査の実施

浴槽水等は、次の頻度でレジオネラ属菌の水質検査を行う必要があります。

- ・浴槽水を塩素消毒し、毎日換水している場合は、1年に1回以上。
- ・浴槽水を塩素消毒し、毎日換水していない場合は、半年に1回以上。
(気泡発生装置等微小な水粒を発生させる装置を浴槽に設置している場合は、3月に1回以上)
- ・浴槽水を塩素消毒していない場合は、3月に1回以上。
- ・シャワーや打たせ湯に浴槽水を使用している場合は、3月に1回以上。

キ. 菌検出の報告

水質検査でレジオネラ属菌が検出された場合は、市に報告する必要があります。

ク. 記録及び保管

浴槽等の清掃、消毒の記録、水質検査の結果等を3年以上保管する必要があります。

保健所職員は定期的に施設の立入検査を実施し、施設が衛生的に管理されているかどうか、申請時から変更事項がないか等を確認します。この手引きを参考に適切に管理してください。

○宿泊拒否の制限

旅館業営業には宿泊者拒否の制限があり、以下の場合を除き宿泊を拒んではいけません。宿泊拒否したときは、宿泊を拒んだ理由やその日時、宿泊拒否した者の氏名、対応に係る責任者の氏名、宿泊を拒むまでの経過の概要を書面等に記録し、3年間保存する必要があります。

- ・ 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。
- ・ 宿泊しようとする者が賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
- ・ 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省で定めるものを繰り返したとき。
- ・ 宿泊施設に余裕がないとき。
- ・ 宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が著しく異常で他の宿泊者に迷惑をかける恐れがあると認められるとき。
- ・ 宿泊しようとする者が、宿泊者名簿に記載すべき事項について、営業者から請求があっても告げず、又は事実を偽って告げたとき。

○従業員の研修について

営業者は、感染症のまん延防止対策の適切な実施や特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供のため、従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければなりません。研修に当たっては、国が作成する研修ツールや障害者差別解消法に基づく衛生事業者向けガイドラインを活用するほか、旅館・ホテル関係団体等の研修に参加することなどが考えられます。

(QRコード)

○研修ツールホームページ（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046_00006.html



○特定感染症の感染防止に係る協力の求めについて

特定感染症が国内で発生している期間に限り、旅館業の営業者は、宿泊者に対し、その症状の有無等に応じて、特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができます。発生した特定感染症やフェーズに応じて、指針の改定等を通じ、国から具体的な基準や対応フロー等が示されます。

○指針等掲載ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046_00005.html

V. 旅館業の承継承認申請・届出手続きについて

①承継承認申請（手数料 7,400円）

旅館業の営業を承継しようとするときには、事前に保健所長の承認が必要です。

1) 事業譲渡により承継しようとするとき

注：事業を譲渡する前に承認申請し、保健所長の承認を受けなければなりません。
譲受人と譲渡人が連名で申請してください。

必要書類

- ①旅館業営業承継承認申請書
- ②営業施設の設置場所の周囲 200メートルの区域内の見取図
（その区域内に学校、児童福祉施設、図書館等がある場合は、その施設の敷地との距離を明示したもの）
- ③旅館業の譲渡を証する書類
- ④譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄付行為の写し

2) 営業者（法人）の合併、または分割により承継しようとするとき

注：旅館業を営む法人の**合併・分割の登記前**に承認申請し、保健所長の承認を受けなければなりません。登記後は、営業者の地位を承継することはできません。この場合、新規の許可を受ける必要があります。

必要書類

- ①旅館業営業承継承認申請書
- ②営業施設の設置場所の周囲 200メートルの区域内の見取図
（その区域内に学校、児童福祉施設、図書館等がある場合は、その施設の敷地との距離を明示したもの）

[合併の場合]

- ③合併契約書の写し（合併契約書を作成しない場合にあっては、これに代わる書面）
- ④合併後存続する法人、合併により設立される法人の定款又は寄付行為の写し

[分割の場合]

- ③分割計画書又は分割契約書の写し
- ④分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄付行為の写し

3) 営業者（個人）が死亡し、相続により承継しようとするとき

注：**被相続人の死亡後 60日以内**に承認の申請をしてください。60日を超えた場合は営業者の地位を承継することはできません。この場合、新規の許可を受ける必要があります。

必要書類

- ①旅館業営業承継承認申請書
- ②営業施設の設置場所の周囲 200メートルの区域内の見取図
（その区域内に学校、児童福祉施設、図書館等がある場合は、その施設の敷地との距離を明示したもの）
- ③戸籍謄本（相続人すべてがわかるもの）
- ④申請者が旅館業を承継すべき相続人として選定されたことを証する相続人全員の同意書（相続人が承継者本人のみの場合は不要）

②変更届

次の場合、変更後 10 日以内に届け出を行ってください。

- 施設の名称を変更したとき
- 営業者の住所を変更したとき
- 営業者（法人）の名称、所在地、代表者などを変更したとき
- 施設を増改築したとき

必要書類

- ①旅館業営業許可(旅館業営業承継承認)申請書記載事項変更届出書
- ②変更した内容がわかる書類(法人の代表者名の変更等の場合は登記事項証明書、施設の構造設備の変更の場合は変更の概要を記載した図面)

注：施設の構造設備、営業者に変更がある場合は事前に保健所にご相談ください。同一性が認められないような大幅な変更がある場合には、新規の許可が必要になることがあります。

③停止（廃止）届

営業の全部または一部を、停止または廃止後、10 日以内に届け出を行ってください。

必要書類

- ①旅館業営業停止(廃止)届出書
- ②営業の一部を停止(廃止)したときは、停止(廃止)部分を朱筆するなど廃止(停止)後の構造設備がわかる平面図

各種様式については、八戸市ホームページ(<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>)のトップ画面左の「八戸市保健所」→「生活衛生」→「許認可・届出関係」→「旅館業(旅館・ホテル・簡易宿所・下宿)」に関する申請・届出」からダウンロードできます。



お問い合わせ先

八戸市田向三丁目6番1号 八戸市総合保健センター（3階）

八戸市保健所 衛生課 生活衛生グループ

TEL 0178-38-0719

FAX 0178-38-0737

E-mail eisei@city.hachinohe.aomori.jp